

正規職員と嘱託職員との違い

* 嘱託職員の手当、休暇制度、福利厚生制度等は正規職員と同等の基準となっており、働きやすい環境が整っています。

	正規職員	嘱託職員
契約期間	定めなし 原則、定年まで雇用	定めあり 例：採用日～当該年度末（3月31日） ※勤務成績等良好により3年間継続雇用となった場合は無期雇用転換の可能性あり
給 与	職種により基本給を決定 学歴、職歴等による初任給調整あり	職種により基本給を決定 学歴、職歴等による初任給調整なし
手当等	時間外手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等	あり（正規職員と同等の基準）
昇 給	あり（55歳まで）	あり（55歳まで）
昇 格	あり 在職期間、昇任試験等による	なし
賞 与	年2回	年2回（正規職員と同等の基準）
退職手当	勤務6か月超であり	勤務6か月超であり （正規職員と同等の基準）
休暇制度	年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇 等	正規職員と同等の基準
福利厚生制度	福利厚生センター（ソウエルクラブ）、社協職員互助会等	正規職員と同等の基準
人事異動	あり	同一職種の範囲内で勤務場所変更の可能性あり